

福祉健康部国保医療課

平成29年9月厚生消防委員会

「市町村国保の県単位化に関する取組について」の説明資料

# 市町村国保の県単位化に関する取組について

1 奈良県における「国民健康保険の県単位化」に関する基本理念	..... P 1
2 県単位化後の県・市町村の役割(イメージ)	..... P 2
3 県単位化後の納付金、保険料率の算定の流れ(イメージ)	..... P 3
4 県単位化に伴う「国保事務の共同化・標準化」等の方向性(案)	..... P 4
5 「医療費適正化・保健事業」等の具体的取組内容(案)	..... P 5
6 県民・市町村民(被保険者)への広報(案)	..... P 6
7 市町村国保の県単位化に向けたスケジュール(案)	..... P 7

# 1 奈良県における「国民健康保険の県単位化」に関する基本理念

## 基本理念

- 県単位化は、国保運営を安定化させ、将来にわたって持続可能な国保制度とすることが目的（将来にわたって国民皆保険制度を堅持する）
- 県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準になることを目指す。
- 国民健康保険法に基づき平成30年度から県単位化に移行。制度改正に伴う激変緩和措置を講じた後、保険料水準の統一化を目指す。
- 県と市町村が連携し、国保事務の共同化・標準化、県域での医療費の適正化・健康づくりの推進を図る。
- 市町村の努力・成果が適正に反映されるインセンティブ制度の構築・運用を図る。

※制度の設計・運用に関する基本視点 → ○被保険者間の公平性の確保 ○市町村間の公平性の確保 ○国保運営の公平・公正・透明性の確保

## 県単位化後の国保制度（平成30年度～）

- 「奈良県で一つの国保」として国保制度を運営
- 安定的・効率的な国保運営のため、県と市町村が連携し、保険者機能を最大限に発揮
  - ・ 県は、国保財政運営の責任主体（国保運営の中心的役割を担う）
  - ・ 市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定・賦課徴収など、地域におけるきめ細かな事業を担う
  - ・ 国保事務について、県が中心となって共同化・標準化を推進
- 被保険者の保険料負担の公平性を図る観点から、保険料水準の統一化を図る
  - ・ 県が市町村ごとに割り当てる納付金・標準保険料率は、被保険者の所得水準と被保険者数・世帯数に応じて算定
  - ・ 制度改正に伴う激変緩和措置を講じ、段階的に進める
- 医療費の適正化を図る観点から、県と市町村が連携し、効果的な医療費適正化対策に取り組む
  - ・ 県が中心となって、県域での効果的な取組を推進

## 県単位化により実現すべき効果

- ① 市町村の国保財政の安定化・健全化
- ② 市町村の国保事務の効率化・負担軽減
- ③ 医療費適正化対策の効果的な取組による医療費支出の適正化
- ④ 被保険者の保険料負担の公平化、健康の保持増進

## 2 県単位化後の県・市町村の役割(イメージ)

### 市町村単位の国保制度（平成29年度まで）

県内39市町村それぞれが保険者として国保制度を運営

#### 【市町村単位の国保制度の主な構造的課題】

- ① 住んでいる市町村によって保険料が異なる
- ② 年齢構成が高く、医療費水準が高い
  - ・ 65～74歳の割合 → 国保：35.6%、健保：2.8%
  - ・ 1人当たり医療費 → 国保：32.5万円、健保：14.6万円
- ③ 低所得者が多く、所得水準が低い
  - ・ 1人当たり平均所得 → 国保：83万円、健保：202万円
  - ・ 無所得世帯割合 → 23.1%
  - ・ 所得に占める保険料の割合 → 国保：10.3%、健保：5.6%
- ④ 小規模な保険者が多い
  - ・ 3千人未満の小規模保険者の割合 → 27%

#### 市町村

- 市町村個別に財政運営
- 被保険者の資格管理
  - ・ 被保険者の資格の取得・喪失の管理
- 保険料率の決定、賦課・徴収
  - ・ 市町村個別に保険料率を決定
  - ・ 被保険者へ賦課・徴収
- 保険給付の決定
- 保健事業の実施
  - ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業を実施

#### 県

- 市町村への助言等

### 県単位の国保制度（平成30年度～）

県も保険者となり、県・市町村が連携して国保制度を運営

#### 県・市町村連携による役割

- 県は、県内の統一的な運営方針として「国民健康保険運営方針」を定め、県・市町村が連携して、安定的・効率的な国保運営を行う。
- 被保険者の保険料負担の公平性を図る観点から、保険料水準の統一化を図る。  
(県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準になることを目指す。)
- 市町村が行っている国保事務について、県が中心となって共同化・標準化を推進
- 医療費適正化対策・保健事業について、県が中心となって県域での効果的な取組を推進

#### 市町村の主な役割

- 被保険者の資格管理
  - ・ 被保険者の資格の取得・喪失の管理
- 保険料率の決定、賦課・徴収
  - ・ 県が示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定
  - ・ 被保険者へ賦課・徴収
- 納付金を県に対して納付
- 保険給付の決定
- 保健事業の実施
  - ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業を実施

※市町村個別の国保特別会計は存続  
赤字補填等が目的の法定外一般会計繰入・前年度繰上充用等は、各市町村において計画的・段階的に解消・削減を図る必要がある。

#### 県の主な役割

- 国保財政運営の責任主体
  - ・ 市町村ごとに納付金を割当て  
(併せて市町村ごとに標準保険料率を提示)
  - ・ 保険給付に必要な費用の全額を支払い
  - ・ 財政安定化基金を設置・運営
- 事務の共同化・標準化を推進
- 県域での効果的な医療費適正化対策・保健事業を推進
- 市町村が行った医療給付等の点検
- 市町村への助言・支援

### 3 県単位化後の納付金、保険料率の算定の流れ(イメージ)

新たな導入

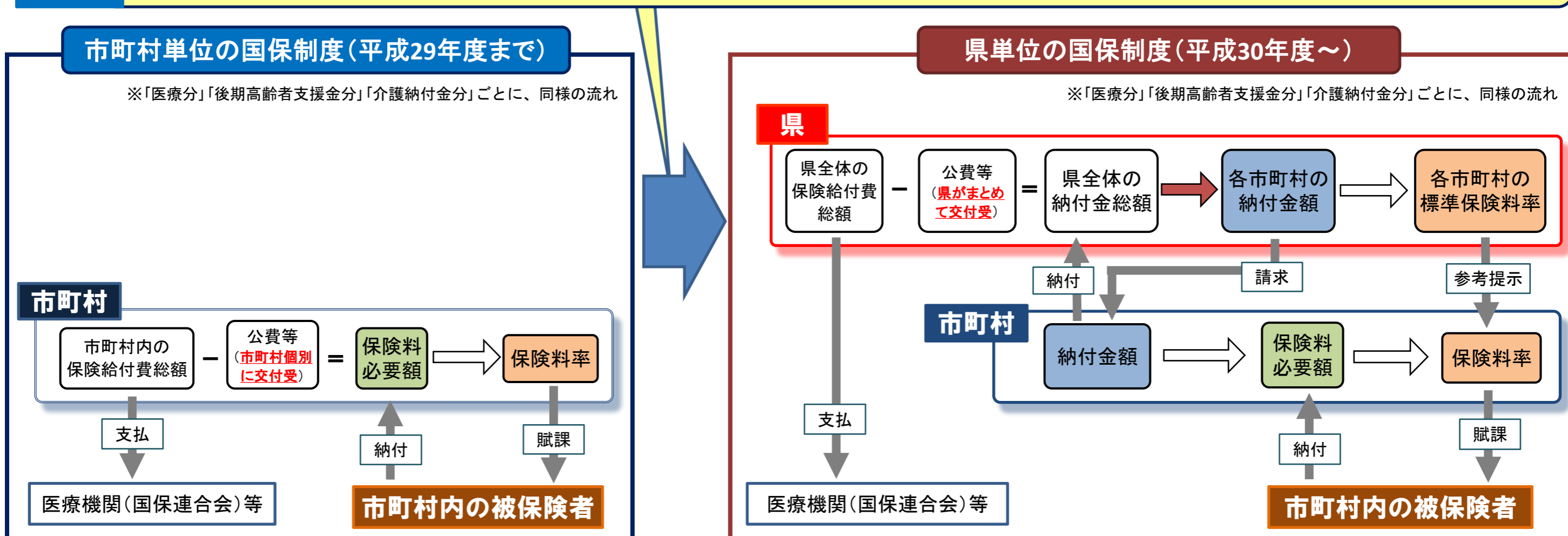
- ①県は、県全体の保険給付費（医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金）の総額から公費等を差し引いた後の額を、各市町村に納付金として割当て（併せて、各市町村が保険料率を決定する際の参考となるよう、市町村ごとに標準保険料率を算定し、提示）
  - ・国庫負担金、前期高齢者交付金などの公費等は、**県がまとめて交付を受け、県全体で分かち合う。**
  - ・各市町村の**被保険者の所得水準、被保険者数・世帯数に応じて算定（3方式）**（各市町村の**医療費水準は考慮しない**）  
（介護納付金分は被保険者の所得水準、被保険者数に応じて算定（2方式））
  - ・各市町村の収納率の実態を踏まえた**「標準的な収納率」を反映**
- ②納付金制度の導入等**制度改正に伴って保険料負担が増加する市町村に対し、激変緩和措置**を講じる。
- ③市町村における**収納率向上、医療費適正化、保健事業等の取組努力を評価し、支援するインセンティブ制度**を構築・運用

変更

県は、市町村からの納付金と公費等を財源として、保険給付費の全額を支払う。（県単位化前は、各市町村が支払い）

現行のまま

- ①保険給付費の支出は、基本的に「**保険料+公費+被用者保険側からの前期高齢者交付金**」によって賄われる。
- ②各市町村は、**保険料の決定・賦課徴収**を引き続き行う。  
※県単位化後は、料率設定方式・賦課限度額は県内統一化を目指す。



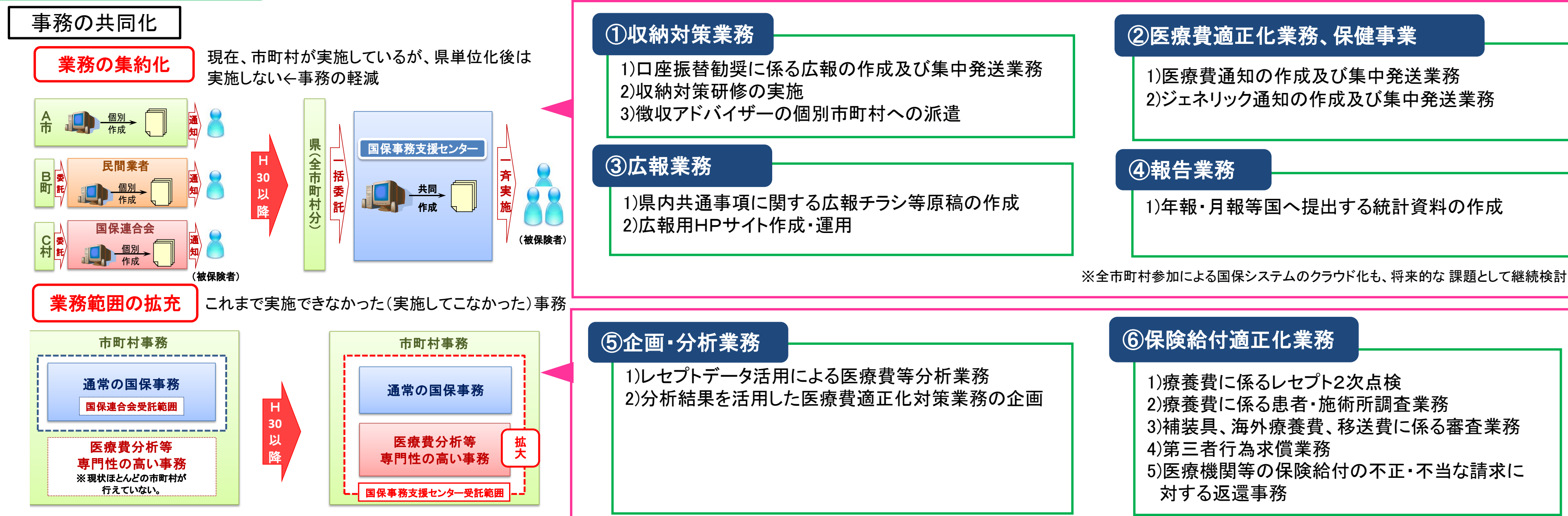


# 4 県単位化に伴う「国保事務の共同化・標準化」等の方向性（案）

## 基本的な考え方(案)

- 県単位化に合わせ、市町村との事務ワーキングでの検討等を踏まえ、事務負担軽減や適正化・効率化に資する業務の共同化・標準化を推進
- 国保連合会に「(仮称)国保事務支援センター」を設置し推進（その際、県からも職員を派遣）

## 主な取組内容(案)



※県単位化後も、市町村等と連携しながら、検討を継続

## 事務の標準化

### 給付水準の統一化

被保険者の公平性の観点から

- ①出産育児一時金
  - ②葬祭費
- ・現行、各市町村間で差異が生じている給付額を統一し、被保険者間の公平性を図るとともに、納付金算定上、保険料水準を統一する仕組みとする。

### 様式等の統一化

被保険者の利便性、収納対策の観点から

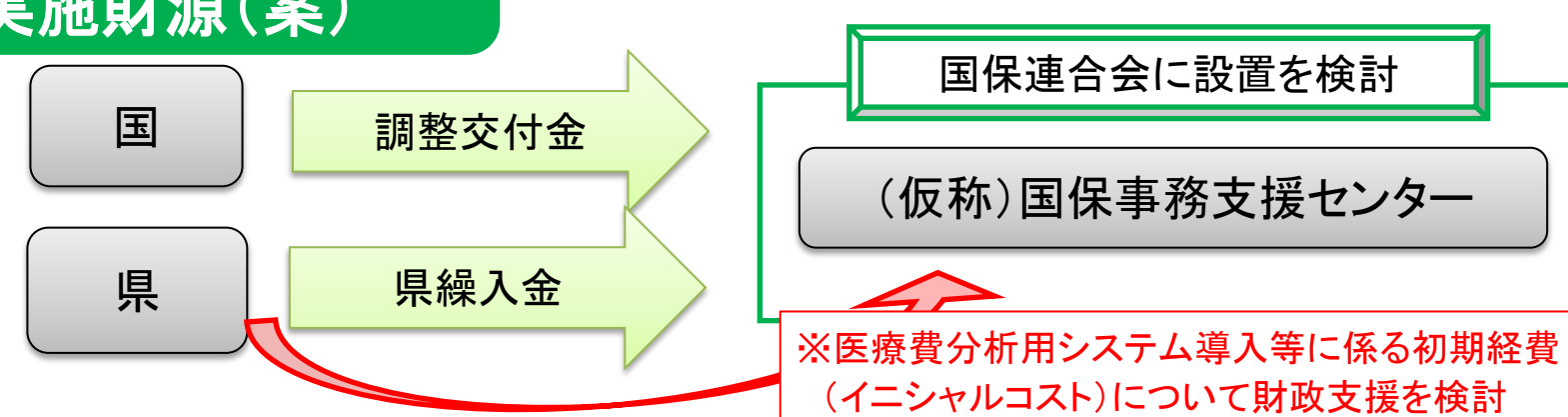
- ①被保険者証様式の統一
  - ・各市町村が独自のレイアウトで配布している被保険者証の様式を統一
- ②資格喪失時における届出勧奨基準の統一
  - ・国保資格を喪失した旧被保険者に対する資格喪失届出の勧奨基準等の統一

## 推進体制(案)



※市町村職員の派遣については、センター業務の実質的・効果的な推進等の観点から、引き続き検討

## 実施財源(案)



## 5 「医療費適正化・保健事業」等の具体的取組内容（案）

### 基本的な考え方(案)

- 県域で実施することにより効率的で効果的となる医療費適正化の取組を、県が中心となって推進。また、市町村が効果的に保健事業の取組が推進できるよう支援
- 国保連合会に「（仮称）国保事務支援センター」を設置し推進（その際、県からも職員を派遣）

### 主な取組内容(案)

#### 医療費適正化の推進

##### ① 後発医薬品の普及促進

- 1) 公立医療機関での後発医薬品の使用割合の向上のため、設立主体に働きかけ【県実施】
- 2) 県民への意識啓発（薬剤師会との連携）
- 3) 医療関係者の理解促進

##### ② 医薬品の多剤投与・重複投与の適正化

- 1) 多剤・重複投与者への個別訪問指導の全県域での実施（薬剤師会との連携）
- 2) 県民、医療・介護関係者への意識啓発
- 3) 「節薬バッグ運動」の実施地域の拡大（薬剤師会との連携）

##### ③ 糖尿病性腎症重症化予防

- 1) 「糖尿病性腎症予防プログラム」（H29策定予定）に基づく糖尿病治療勧奨
- 2) 保健指導等の統一の実施
- 3) 医療関係者（かかりつけ医、コメディカル等）に対するプログラムの研修

##### ④ レセプトデータやKDBを活用した医療費分析と分析結果の具体的活用

- 1) 全県的及び地域差等に着眼した医療費分析に基づく医療費適正化、保健事業の具体的取組の企画・立案

※医療費分析を効果的・効率的に行うため、専用システム（パッケージシステム）の導入を検討

#### 市町村の保健事業への支援

##### ① 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上

- 1) 国保データベース（KDB）を活用した受診率向上の取組（未受診者への個別勧奨、未治療者への治療勧奨、健診結果の通知等）
- 2) 性別、年代別等に応じた効果的な県域での受診勧奨
- 3) 既存事業の効果検証を踏まえ、高効果事業の県域展開、低評価事業の見直しを推進

##### ② データヘルス計画策定及び評価

- 1) データヘルス計画策定の支援
- 2) 計画に基づく事業の評価

※データヘルス計画…健康・医療情報の分析に基づき、PDCAサイクルに沿って  
実施する効果的かつ効率的な保健事業の計画

##### ③ 生活習慣病予防対策の企画・実施

- ・ 共通啓発ツールの作成、提供
- ・ 県域での講演会、イベント等の普及・啓発機会を創出

##### ④ 専門職の資質向上

- 1) 特定保健指導等のためのスキルアップ講座

※「医療費適正化」「保健事業」の双方について、市町村と連携して取り組むとともに、検討を継続

# 6 県民・市町村民（被保険者）への広報（案）

## 基本的な考え方(案)

県単位化の目的と、被保険者にとって何がどう変わるのかを、正しく理解していただくため、国・県・市町村が連携して、今年度中に**3段階で広報**を行う。

## 取組概要(案)

- 県による広報……制度に関する共通的事項を中心に、県民を対象とした広報を実施
- 市町村による広報……制度に関する共通事項に加え、市町村の個別事項について、市町村内の住民（被保険者）を対象とした広報を実施  
市町村間の均衡を図る観点から概ね統一的な実施を基本としつつ、**具体的には市町村ごとの判断により実施**

### 第1段階 (6月～8月頃)

#### ○「**県単位化の目的・制度改正内容等**」について広報

- ・全国共通のため国（厚生労働省）が作成したチラシの原稿を活用  
【広報手法案】 [県] 県ホームページに掲載、[市町村] 保険料通知に同封等

※具体的な広報時期、広報手法については、議会への説明時期、被保険者への通知時期等、市町村の事情を考慮

### 第2段階 (12月頃)

#### ○「**県国保運営方針の概要**」について広報

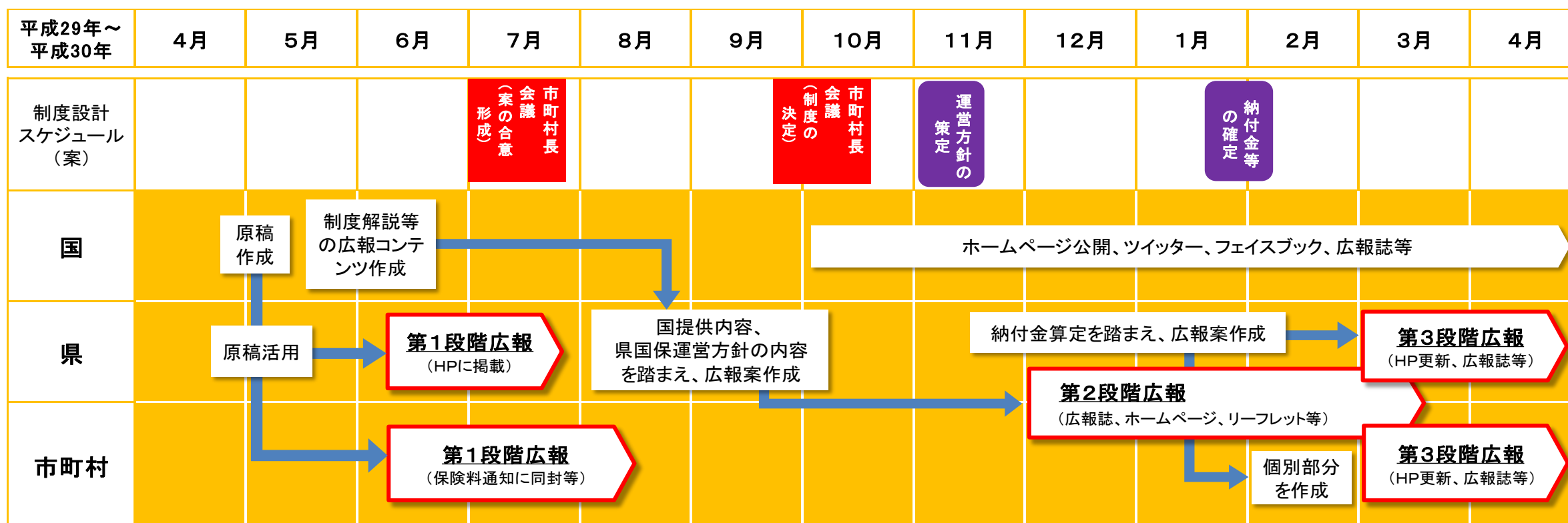
- ・県内共通のため県が広報案を作成  
【広報手法案】 [県] 県民だより・県ホームページに掲載、リーフレットを配布・配架（医療機関・県政情報コーナー）  
[市町村] 広報誌・市町村ホームページに掲載、リーフレットを配架（窓口等）

### 第3段階 (3月頃)

#### ○「**保険料額がどう変わるのか**」について広報

- ・保険料の変動要因など基本部分は、県が広報案を作成。保険料率等の個別部分は市町村が作成  
【広報手法案】 [県] 県民だよりに掲載、県ホームページ更新  
[市町村] 広報誌に掲載、市町村ホームページ更新、リーフレットを配架（窓口等）

※納付金等の確定後に広報





# 7 市町村国保の県単位化に向けたスケジュール(案)

課題等	H29年度												H30年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>制度設計</b>													
国保運営方針の策定	案の検討	市町村担当課長会議 市町村長への説明	検討継続	市町村長会議(案の合意形成)	案の作成	市町村検討WG 案の調整	市町村担当課長会議 市町村長への説明	最終案の作成	市町村意見聴取	運営方針の策定	市町村担当課長会議	公表	
・納付金の算定(方法)	技術的・実務的事項の精査・検討	検討継続	スキーム検討継続	(県↓市町村)試算の提示	スキーム検討継続	スキーム検討継続	最終案の作成		仮係数による仮算定	(県↓市町村)仮算定の提示	仮算定結果の検証	確定係数による本算定	(県↓市町村)本算定の通知
・激変緩和措置													納付金等の確定
インセンティブ	方向性の検討	評価指標案の検討・作成	案の調整	案の調整	※拡充公費分を反映	最終案の作成	交付要綱案の検討・作成	交付要綱案の検討・作成					交付要綱の制定
市町村事務の共同化	<p>●共同化WG(以降、定期的に開催)</p> <p>具体的事務案、実施手法案の検討・作成</p> <p>経費の精査、組織体制案の検討(国保連等との調整)</p> <p>案の作成・調整</p> <p>最終案の作成</p> <p>最終案による共同化事務の実施準備</p> <p>経費・組織体制案の作成、調整</p> <p>必要な契約等</p> <p>実施</p>												
<b>その他(主なもの)</b>													
共通	広報	時期・手法等の検討・作成	広報①(目的、制度改正概要)	広報②の検討・作成	広報②(運営方針概要)	(HP等)	広報③(保険料率)						
市町村	市町村事務処理標準システム等関係	標準システム導入市町村は円滑な導入に向けた移行	情報集約システムとの連携テスト開始	市町村事務処理標準システム配布(国)	標準システムの運用								
	市町村国保(税)条例等の改正	条例参考例等の提示(国)	条例改正案の検討・作成(料率以外の改正)	改正案議決(料率改定以外)	改正案議決(料率改定)								
	市町村国保特別会計予算編成関係		H29補正予算要求(必要に応じて)	H30当初予算要求	予算案議決								
県	納付金等算定標準システム関係	【簡易算定版】の活用	本算定版配布(国)	【本算定版】の活用(※機能改善)	仮係数による仮算定	確定係数による本算定	確定版配布(国)	(※基金管理等の機能追加)	確定版の運用				
	国保運営協議会	協議会開催①	協議会開催②	協議会開催③	協議会開催④								
	県国保条例・関係要綱等の制定		県国保条例案の検討・作成	関係要綱案の検討・作成	国保条例案議決	関係要綱等制定							
	県国保特別会計の設置(予算編成含む)	H30当初予算要求の事前調整、特会設置手続調整等	キャッシュフローの検討	H30当初予算要求	H30予算案、特会条例改正案の調整	特会条例案・予算案議決	国保特会設置						
	県の国保連合会加入	県・国保連合会等で調整	国保連合会規約改正案等の作成	規約改正案等議決(国保連)			※8月総会に間に合わない場合は、2月総会で対応	県加入					